

2023年度規制改革要望

—日本経済にダイナミズムを取り戻す—

2023年9月12日

一般社団法人 日本経済団体連合会

2023年度規制改革要望 概要

I. 基本的考え方

- デジタル化の急進や気候変動の深刻化で、わが国産業を取り巻く環境は大きく変化。GX・DXという企業の事業活動を抜本的に変えるゲームチェンジに適切に対応するためには、時代にそぐわない規制・制度をスピード感をもって見直すことが不可欠
- そこで、GX・サーキュラーエコノミー（CE）、DX、人の活躍、成長産業の振興（ヘルスケア・バイオ、モビリティ）を柱に規制改革要望を取りまとめ

II. 2022年度要望（更新・再提出）4項目（No.1～4）

III. 2023年度要望（新規）66項目

No.は2023年度規制改革要望における通し番号

1. GX・CE（No.5～21）

- No.5 圧縮水素スタンドによって充填可能な容器の対象拡大
- No.6 水素・バイオメタン製造装置に対する規制緩和
- No.16 資源循環を目的とした異なる自治体をまたぐ複数の現場や事業場からの廃棄物回収の円滑化

2. DX（No.22～36）

- No.22 運送事業におけるデジタルタコグラフ普及に向けた技術基準の見直し
- No.24 死亡・相続に係る手続のデジタル完結
- No.25 自筆証書遺言の作成手段及び形式の追加的容認

3. 人の活躍（No.37～48）

- No.37 副業・兼業の推進に向けた割増賃金規制の見直し
- No.38 介護の両立支援等に資する、深夜労働の割増賃金規制の見直し
- No.39 安全運転管理者等が行う点呼の遠隔実施及び外部委託の明確化

4. 成長産業の振興（No.49～70）

- No.49 オンライン服薬指導の要件緩和
- No.68 自動車の保管場所標章の撤廃 等

各分野の要望例

No. 5 圧縮水素スタンドによって充填可能な容器の対象拡大

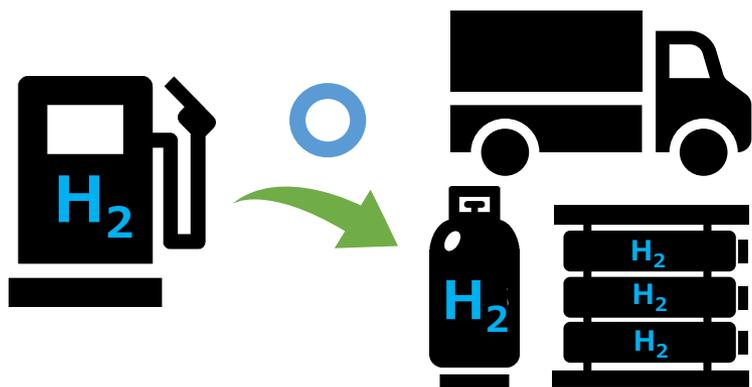
No. 6 水素・バイオメタン製造装置に対する規制緩和

水素やバイオメタンの充填・製造設備にかかる要件を緩和すべき

⇒水素製造やバイオメタネーションの効率化、供給力拡大、サプライチェーンの拡充につながる

圧縮水素スタンドによって 充填可能な容器の対象拡大

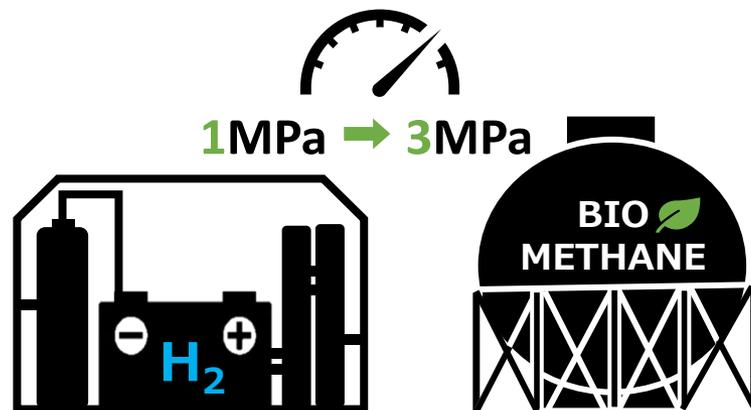
(一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号等)



圧縮水素スタンドによって、
車両に固定されていない運搬用の容器にも充填を可能に
(※現行の圧縮水素スタンドでは
車両に固定された容器への充填に限定される)

水素・バイオメタン製造装置に対する 規制緩和(高圧ガス該当基準の引き上げ)

(高圧ガス保安法第2条等)



高圧ガスの定義を3 MPaまで緩和することで、
3 MPa以下の水素・バイオメタン製造装置の
技術審査が不要に
⇒高圧化により小型で設置スペースが小さく、
かつ、国際競争力のある製造装置の開発促進
⇒効率的な水素製造・バイオメタネーションが可能に³

建設廃棄物の再資源化の促進

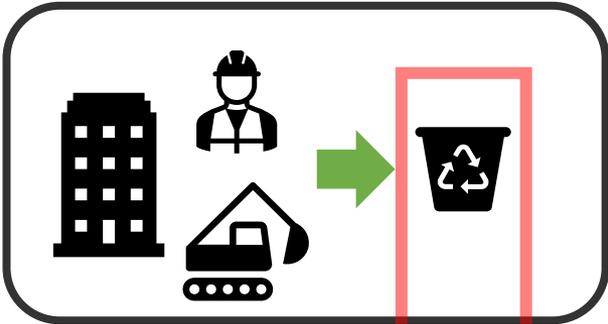
No.16 資源循環を目的とした異なる自治体をまたぐ複数の現場や事業場からの廃棄物回収の円滑化

再資源化を行うことを前提に、個別自治体の業許可を得ることなく、自治体をまたいだ広域的な廃棄物の収集・運搬等ができるようにすべき

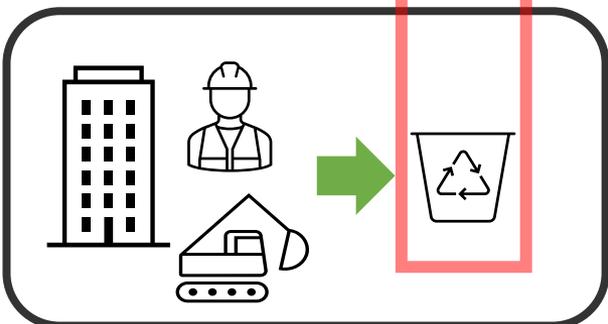
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3)

⇒廃棄物回収の効率化により、再資源化を一層促進

現場 (A県)



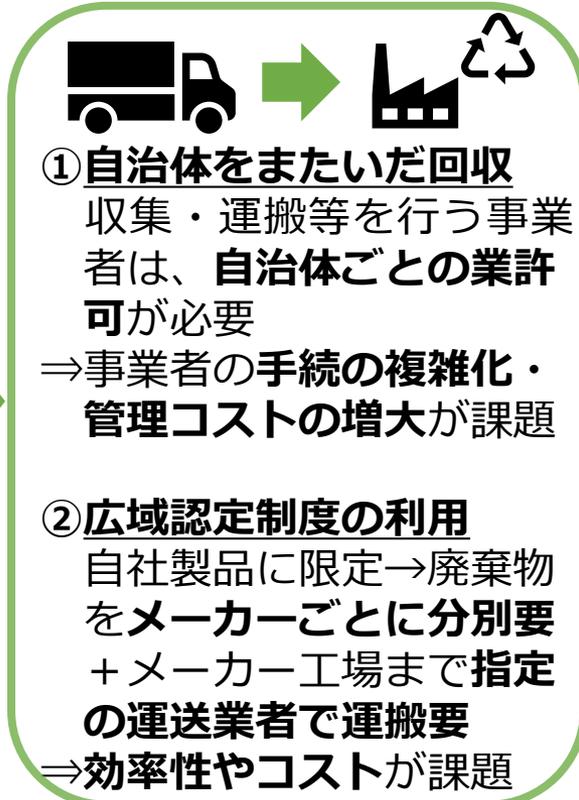
現場 (B県)



目的

複数の自治体をまたいだ収集・運搬等

現行



規制改革要望と効果

再資源化を行うことを前提に、個別自治体の業許可を得ることなく、自治体をまたいだ広域的な収集・運搬等ができるようにすべき

⇒廃棄物回収の効率性が向上し、再資源化が一層促進

No.22 運送事業におけるデジタルタコグラフ普及に向けた技術基準の見直し

技術革新と通信環境の変化を踏まえて、デジタルタコグラフ（デジタル式運行記録計）の技術基準を見直し、デジタルタコグラフの普及を後押しすべき

（道路運送車両の保安基準第48条の2、別添89運行記録計の技術基準）

⇒適切な運行管理の実現、物流ネットワークの見える化、政府の予算削減

<デジタルタコグラフ>

運行時間、走行距離、速度の変化などをデータとしてメモリに保存する機器



現在

- 2007年以降、技術基準の抜本的な改正がされていない
- データ改ざんや破損を防ぐため、**厳格な基準**が設定されており**高価**（20万円）

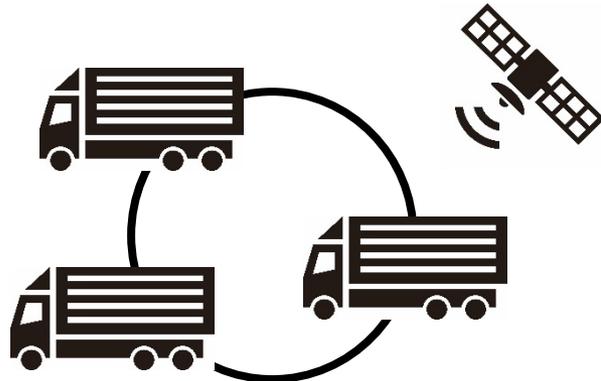
※デジタルタコ導入にあたって政府助成金あり

技術革新や通信環境の変化を
踏まえて技術基準を見直し



規制改革後

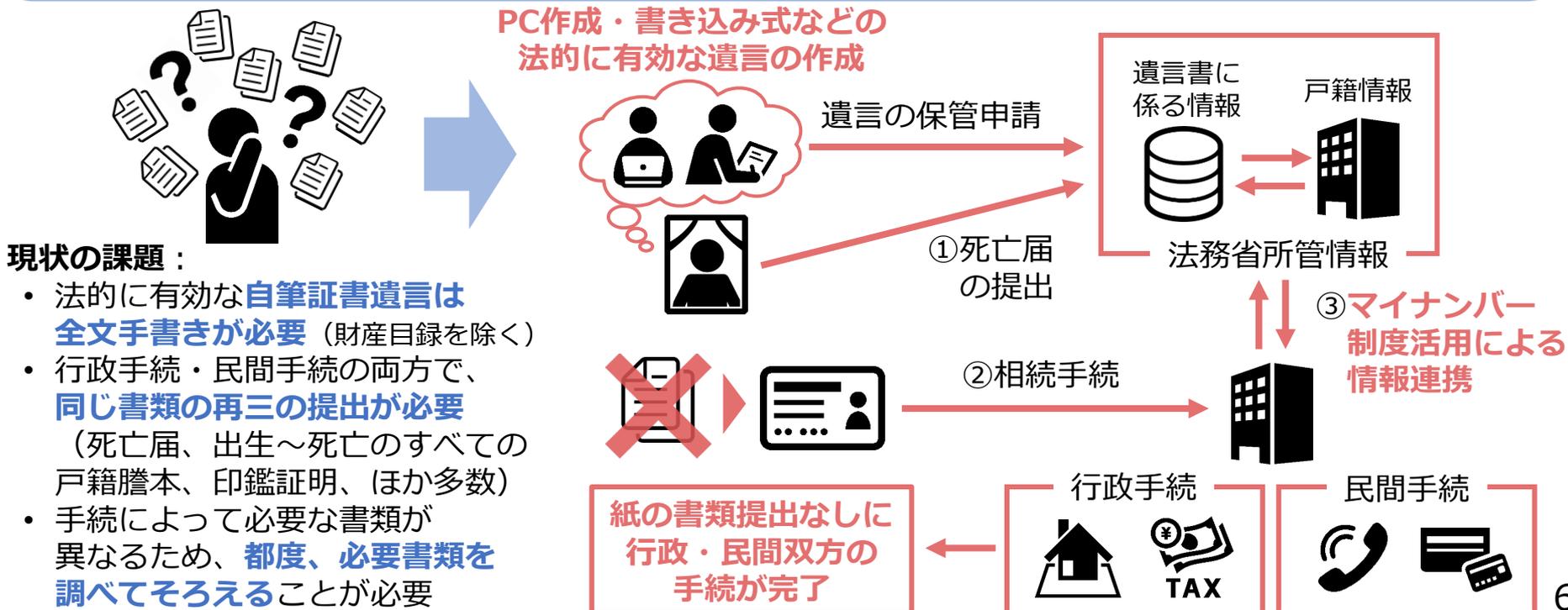
- オーバースペックな機能が適正化され、**価格が低廉化**
- デジタルタコの普及により、**物流ネットワークの見える化**が進展。**物流の効率化**が実現



No.24 死亡・相続に係る手続のデジタル完結

No.25 自筆証書遺言の作成手段及び形式の追加的容認

死亡・相続に係る手続の**エンドツーエンドでのデジタル完結およびワンズオンリー**を実現すべき（戸籍法第86条、相続税法施行規則、不動産登記規則）
 Wordや動画、ノートに遺言内容を書き込む形式等、**自筆以外の作成手段・形式**においても**法的に有効な遺言書**と認めるべき（民法第968条等）
 ⇒登記・税はじめ**相続手続の円滑化・迅速化**、相続トラブルの軽減



個々のニーズに応じた、多様な働き方の実現

No.37 副業・兼業の推進に向けた割増賃金規制の見直し

No.38 介護の両立支援等に資する、深夜労働の割増賃金規制の見直し

副業・兼業や深夜労働に係る**割増賃金規制を見直すべき**
⇒主体的なキャリア形成の促進、多様な働き方の実現

副業・兼業の推進に向けた見直し（労働基準法第37条第1項等）

労働時間を通算



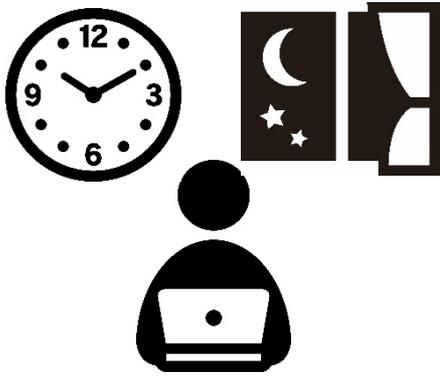
割増賃金計算において**通算しない**



条件

- ① 真に自発的な本人同意
- ② 上限規制内の労働時間設定、面接指導その他健康確保措置

深夜労働に関する規制の見直し（労働基準法第37条第4項）



深夜割増賃金規制を適用しない等

（各月の回数制限あり。

労働時間が1日8時間を超えた場合は通常通り割増賃金支払い）

条件

- ① 真に自発的な本人同意
- ② フレックスタイム制または裁量労働制適用者
- ③ 在宅勤務
- ④ 健康確保措置

白ナンバー事業者の安全管理者の働き方改革促進

No.39 安全運転管理者等が行う点呼の遠隔実施及び外部委託の明確化

白ナンバー事業者の安全運転管理者等による「点呼」の遠隔実施・外部委託を可能とすべき（道路交通法施行規則第9条の10等）

⇒34万人におよぶ安全運転管理者等の働き方改革を促進



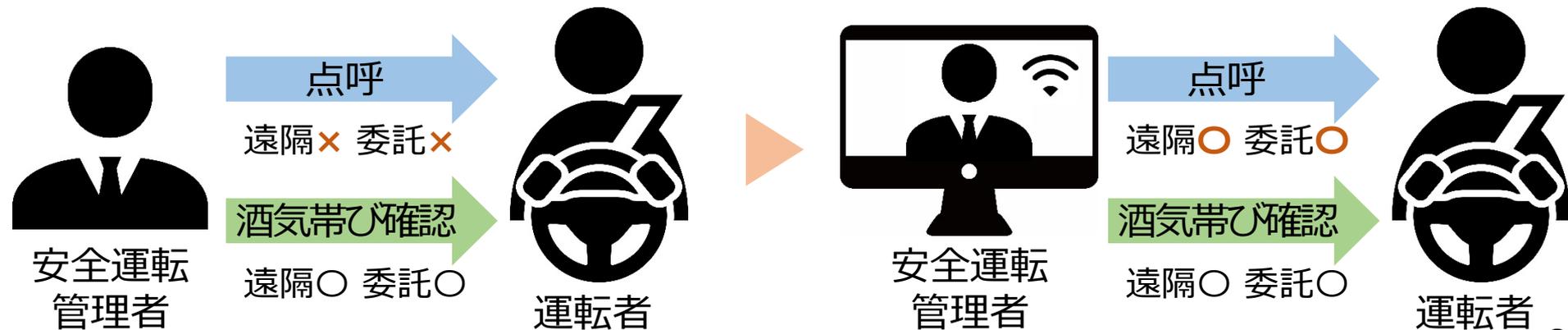
現在

- 実務上、点呼と酒気帯び確認は一体
- 点呼の遠隔実施は容認されておらず、結果、何れも対面で実施



規制改革後

- 点呼の遠隔実施・外部委託が実現すれば、何れもリモートで可能に
- 負担が大きい早朝・夜間対応含め、安全運転管理者等の常駐義務がなくなり、働き方改革を促進



オンライン服薬指導の要件緩和

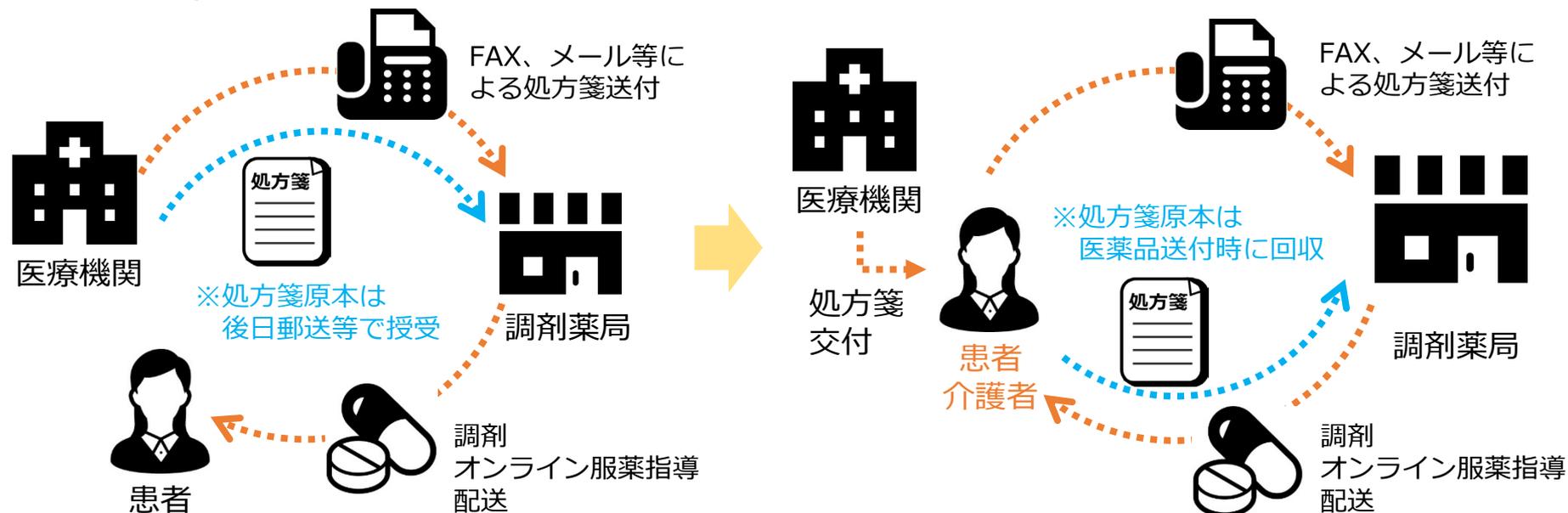
No.49 オンライン服薬指導の要件緩和

オンライン服薬指導にかかる要件を緩和すべき
⇒医療機関の負担軽減や患者要望に沿ったオンライン服薬指導の推進へ

オンライン服薬指導における処方箋の取扱い：

患者あるいはその介護者による処方箋情報電送を許容

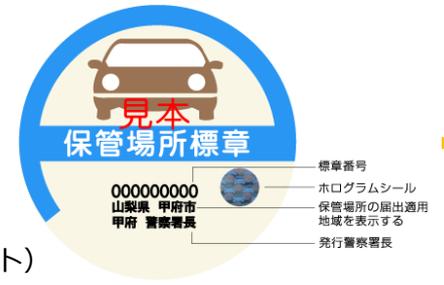
(厚生労働省通知「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改訂について)



現状： 医療機関から薬局に処方箋を送付
問題： 医療機関に時間的・人的負担がかかるため、患者要望に沿うことができないケースが発生している

緩和後： 患者あるいはその介護者による処方箋情報電送を許容
期待効果： 医療機関の負担軽減や患者要望に沿ったオンライン服薬指導の実施

自動車の保管場所標章の撤廃



No.68 自動車の保管場所標章の撤廃

(出典：山梨県軽自動車協会ウェブサイト)

ナンバープレートによって自動車の保管場所の有無は確認できるため、
自動車保管場所標章は撤廃すべき (自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条、同施行規則第7条)
 ⇒ **自動車ユーザーの利便性向上、警察署内における事務効率化**へ

車庫証明の有無はナンバープレートを確認すればよいため、**保管場所標章は撤廃可能**

ナンバープレートの取得には「車庫証明」が必須

「車庫証明」の存在を証明する**自動車保管場所標章**



保管場所標章の取得に係る警察への出頭、郵送対応等の手続きが発生

車両所有者は、警察署で交付された保管場所標章のステッカーを原則、自動車後面ガラスに貼付し、表示する必要 (自動車の保管場所の確保等に関する法律等)